

令和8年度 笠岡市こどもの食と居場所づくり支援事業のご案内（運営版）

こどもの居場所づくり支援事業の一環として、笠岡市ではこども食堂等の事業者への補助金の制度を行っています。

1. 対象事業

- 【必須の取組】 ・こどもに対して居場所の提供を行うこと。
- 【その他の取組】 ・食事の提供，基本的な生活習慣の指導 等

2. 要件

事業の実施にあたっては，次の要件を全て満たす必要があります。

- 笠岡市内で実施すること。
- 概ね1か月に1回以上開催すること。
- 開所時間は1回あたり概ね2時間以上であること。
- 開所時においては，常駐できる責任者を配置すること。
- 他の補助金又は交付金を受けていないこと。
- 市民税などに滞納がないこと。
- 指定暴力団などと親密な関係が無いこと。
- こどもからの相談に応じるとともに，必要に応じて関係機関と連携すること。 など



3. 対象経費

食材費，消耗品費，使用料・賃借料・光熱水費・保険料・印刷費・通信費・交通費・講師謝礼・食品衛生責任者となるための講習の受講料 等

4. 補助金の額について

(1) 居場所を開所したときの補助

こどもの居場所を開所した際，参加人数に応じて運営費を補助します。

- 【補助額】 1回あたり 1～9人のとき：1,000円
- 10～19人のとき：2,000円
- 20人以上のとき：3,000円

【限度額】 1か月あたり 10,000円

(2) 食事を提供したときの補助

こどもの居場所で食事を提供した際，材料費などを補助します。

- 【補助額】 こども1人につき 300円（実費が300円を下回る場合は，その実費分を補助）
- 【限度額】 1回あたり 9,000円（こども30人分相当）
- 1か月あたり 20,000円

（※裏面に続きます）

5. 提出書類

【事業計画】

- 市の様式が定まっている書類
 - 実施計画書
 - 収支予算書
- 申請者の方が用意する書類
 - 団体の運営に関する定め（会則，規約等）及び役員名簿
 - その他実施事業に関する資料

【交付申請】

- 市の様式が定まっている書類
 - 交付申請書
 - 事業報告書
 - 請求書
- 申請者の方が用意する書類
 - 事業実施報告書
 - 事業の経過又は成果を証する書類等（居場所の様子や提供した食事の写真等）



6. その他

- ・申請から支払までに概ね1か月程度かかります。
- ・事業実施につきましては、1月ごとに実績報告をしていただきますよう、御協力をお願いします。
- ・事業の中で、利用者の様子について気になる場合は、笠岡市こども家庭センター（子育て支援課）にご連絡ください。個人情報適切に管理し、秘密を厳守します。
- ・天変地異等の事情で計画どおりに事業が進まない場合は、早めにご相談ください。

問い合わせ先

〒714-8601

笠岡市中央町1番地の1

笠岡市こども・健康福祉部 子育て支援課 こども家庭センター

TEL:0865-69-2168 FAX:0865-69-2561